

令和4年6月（第2回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案第48号市有地売却の件（宇部新都市テクノセンター用地）、外2件について、審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第48号から第50号までの3件についてはいずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第50号工事請負契約締結の件（宇部市既設庁舎解体工事）についてですが、これは旧庁舎の解体工事について、業者の選定を承認するものです。それでは、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、新庁舎一期棟の建設時、想定外の石炭採掘跡の空洞が見つかり、工期の延伸と大幅な工事費の増額補正を行ったが、この度の工事ではこのようなことはないかただしたところ、この度の工事は解体工事なので、空洞によって影響が出る杭工事等はないため、地盤に伴う大幅な変更はないが、地下階など見えない部分での変更はある程度想定しているとのことでした。

次に市側が計算した解体にかかる設計額と、実際の落札額との間に大きな隔たりがあるが、設計額は適正に計算されたのかただしたところ、全国的に解体工事は公共団体が計算したものより低く入札されており、これは建築に比べると、解体は業者の裁量で削減できることが多くあることが考えられる。市の設計額は全国的に使用されている積算基準に準拠して計算しているため適正であるとのことでした。

また旧庁舎の建物の中にはアスベスト含有物があるとのことだが、アスベストの飛散防止対策は万全か、ただしたところ、除却対象場所を隔離シートで完全隔離をし、集塵排気装置でアスベストの外部飛散を防止する。また、除去したアスベスト含有物は二重梱包をして廃棄をすると

のことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。